**『****館山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』の**

**パブリックコメント意見の集計結果について**

１.パブリックコメントの実施状況

　（1）意見募集期間　令和７年８月２０日（水）～令和７年９月２２日（月）

　（2）意見の提出件数　5件（提出者５人）

　（3）提出方法の内訳　電子メール　３人　窓口　２人

２.提出された意見及びそれに対する市の考え方（ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見番号 | 提出された意見 | 意見に対する市の考え方 |
| 1 | 保護者にとっては、心強い制度である。どのような場所という具体的な場所も示されると、保護者も安心して預けることができると思う。 | 貴重なご意見をいただきありがとうございました。今回は事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を行うものであるため、原案どおりといたしますが、いただいたご意見は、今後の事業の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 0～2歳くらいまでが、一番手がかかり、保護者に相当の負担がかかる。たった月10時間では少なすぎる。仕事をしていなくても、半日程度預けられるようなシステムが必要だと思う。  また、不定期な登園では慣れるまで時間がかかり、保育士の負担が増え、在園児に目が行き届かないという危険性もある。やるのであれば、その施設専門にしたほうが良いと思う。  また、保護者も一緒に通園したらどうか。 |
| 3 | 友人が専業主婦という理由で夫の協力を得られず、疲労困憊していた。このような制度があれば救われていたと思う。働いていないと子どもを預けられないのはおかしいと思う。お母さんは24時間365日休息できない、息抜きできる時間がないからイライラして子どもにあたってしまう。  子どもは1歳になったらお友達と遊んで育つほうが健全だと思う。  この制度を導入し、保育者にみてもらうことで、救われる親子が増えることを期待する。  月に10時間では短い気がする。 |
| 4 | とても良い制度だと思う。家族以外との交流は、育児で悩みを抱えている保護者にとって問題の解決策が見つかったり、リフレッシュできたりとても良い効果があると思う。  　地域で宝である子どもを育てていくことができたら素敵な社会になっていくのではないか。期待している。 |
| 5 | 誰でも通園制度は子育て世代を応援する頼もしい制度になると思っている。館山近隣に親族、友人もいない人も多く、いざというときに誰にも遠慮がなく、お願いできる公的支援があることは何よりも心強いと思う。  既存の園に協力を得て、希望の時だけ、そこで保育をするような制度になって欲しくないと思う。保育所に通っていない6か月から3歳未満の発達を考えると、生活の場が変わるという、不定期に慣れない場で保護者が不在の中、集団の中に入ることが生活の不安定感につながりかねない。集団生活に慣れていない児は手がかかり、保育者がかかりきりになり、現場の保育者のクラス運営や在園児の保育に影響が出ないとも限らない。個別性を見分け良い生育環境の整備となると、どちらにとっても丁寧で細やかな配慮が必要だと思う。  私自身、一時保育を利用したが、だんだん子どもの様子が気になるようになった。外へ行くと表情がなくなり、警戒するようになり、子どもがたくさんいるような場所を怖がるようになった。一時保育で先生も毎回違い、好きなおもちゃもなくいつもの遊びができない。不定期だったこともあり、母が不在になる生活の変化の理解ができなかったのだと思う。  利用予約はネット予約など必要な時に出向かずにできる手続きにしてほしい。そして日によって通う場所が変わるのではなく、対象児は同じところに通う形が望ましいと思う。児の成長や特性に合わせて何度か利用していくうちに慣れてきたら在園児の中に短時間混ぜてもらえるような連携ができるといいと思う。  私自身の育児期の欲しかった支援は、必要な時に専門家がいる家庭的な保育施設に通えること（新しい遊び方やかかわりが学べる、子どもの良いところや気になるところを実際に見てもらえる、同じくらいの子どもたちと交われる、私のことも少し気にかけてもらえる）、子どもを遠慮なく安心して預けられ、子も安心して過ごせる場所があることである。  　保護者がしっかりと支えられ、子ども達の健やかな成長のための施策を期待する。 |

今回は事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を行うものです。今後規則等で実施する園や、利用可能時間などを具体的に定める予定です。

・月10時間の利用可能時間については、国の補助基準額上の上限として定められています。市町村の判断において、月10時間を超えて実施することもできます。また、令和8年度は経過的措置として3～9時間の間で利用可能時間を定めることができます。

・園によっては在園児と別の教室で保育を行う場合があります。

・親子通園ができます。

・保育士に育児相談をすることができます。

・保育に欠ける等の理由なく、誰でもお子さんを預けることができます。